

医療福祉

■問合せ
国保年金課マル福担当
☎029-885-0340
(内)116

《助成される医療費》

医療機関窓口での自己負担金が、次のとおりになります。

- ◎重度心身障害者 無料
- ◎その他(医療機関ごと)
 - 外来: 1日600円まで
 - (同月3回目以降は無料)

- 入院: 1日300円まで
- (限度額月3000円)
- ・調剤: 無料

医療費の助成制度を活用しましょう

《助成を受ける際の注意点》

一、医療機関を受診する
医療機関で支払いを済ませ、領収書を貰ってください。

※マル福該当者は、受給者証を提示してください。

※領収書に、受診者名・保険点数(保険適用金額)の記載がない場合は、医療機関で記入してもらってください。

平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)の国民年金保険料は、月額1万6340円(前年度から月額150円引き下げ)になりました。

825-11170

二、領収書を持つて役場へ
医療機関を受診した翌月以降に、役場国保年金課にて申請手続きをしてください。

納付方法は、口座振替、現金納付、クレジットカード納付があります。前納割引制度がありますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

◇申請に必要なもの

・領収書(原則原本預かり)

・診療明細書または調剤明細書

・印鑑

・振込先の分かるもの

・高額療養費の対象になる場合、支給決定通知

〇小児 0歳児～中学3年生
○ひとり親家庭 母子・父子
家庭および両親のいない子
がいをお持ちの方

※詳しくは、役場国保年金課
までお問い合わせください。

◎妊娠婦 母子手帳の交付を
受けている方

医療福祉制度(マル福)

この制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。次のいずれかの条件に該当する方が助成の対象となります。助成を受けるには申請が必要です。

《助成種別・対象条件》

〇小児 0歳児～中学3年生

〇重度心身障害者 一定の障

がいをお持ちの方

※詳しくは、役場国保年金課
までお問い合わせください。

◎妊娠婦 母子手帳の交付を

・マル福該当: 右記のマル福
※助成される医療費

医療費助成の受け方

の自己負担金
・マル福非該当: 医療機関での窓口負担金(保険適用分)と同一です。

※助成対象外は、医療福祉制度(マル福)と同じです。

国民年金

■問合せ
国保年金課年金係
☎029-885-0340
(内)116

齢基礎年金の受給額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みを希望される方、またご相談については、年金事務所までお願いします。

◎土浦年金事務所 ☎029-825-11170

日本年金機構からのお知らせ

資格期間が10年未満の方へ
「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付していま
す。お手元に届いたら必ずご確認ください。

年金事務所へ相談される際
は、ねんきんダイヤルへ予約のうえ、来訪してください。

※月曜～金曜日・午前8時30分～午後5時15分(月曜のみ午後7時、第2土曜日午前9時半～午後4時)

0-105-1165

◎ねんきんダイヤル ☎057

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老

年金保険料の免除期間・
納付猶予期間がある方へ

年金事務所へ相談される際
は、ねんきんダイヤルへ予約のうえ、来訪してください。

※月曜～金曜日・午前8時30分～午後5時15分(月曜のみ午後7時、第2土曜日午前9時半～午後4時)